

平成 27 年 4 月 7 日

正会員 各位

直接会員 各位

(一社) 全国 L P ガス協会

省エネ住宅ポイント制度概要（概略）

1. 住宅エコポイントとは

- ・住宅エコポイントは、地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品と交換や追加工事の費用に充当することが出来る制度です。

2. 事業の規模

93, 500 百万円

3. 対象期間

H26.12.27 以降に契約した物件

4. 対象住宅

新築・リフォーム

5. 対象住宅の性能要件（L P 事業者に利用可能な箇所を抜粋）

設備工事改修

・太陽熱利用システム（24,000 ポイント）

・節水型トイレ（24,000 ポイント）

・高断熱浴槽（24,000 ポイント）

・高効率給湯機（24,000 ポイント）今回から追加

（現在のところ、エコジョーズ、エコウィル、ハイブリット給湯がポイント対象）

・節湯水洗（3,000 ポイント）今回から追加

（上記設備改修を 3 種類以上実施しなければポイント対象とはならない。）

（高効率給湯機の対象製品型番は、省エネ住宅ポイント ホームページ

[（http://shoenejutaku-points.jp/cgi-bin/product/index/70）](http://shoenejutaku-points.jp/cgi-bin/product/index/70) をご確認ください。

6. ポイントの交換対象商品（1 ポイント 1 円相当）

- ・各都道府県の地域産品、商品券、プリペードカード、地域型商品券等

7. 制度の対象住宅や発行ポイント等については、省エネ住宅ポイント ホームページ

[（http://shoenejutaku-points.jp/）](http://shoenejutaku-points.jp/) または、国土交通省 ホームページ

[（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000046.html）](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000046.html) をご参照願います。

8. その他の資料は、別添資料をご参照願います。

別添資料2

リフォーム専用：エコ住宅設備 高効率給湯機

省エネ住宅ポイント「対象製品証明書」と「納品書」の記入注意事項

省エネ住宅ポイント申請の高効率給湯機（エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、ハイブリット給湯機）の対象製品証明書には納品書を添付することが必要です。納品書は別紙を使用して記入してください。

機器の販売と施工を同じ会社で行う場合は、販売会社として販売部門名までと責任者の記入、施工事業者及び納入先には工事部門名までと担当者を記入してください。

1. 施工事業者・施工邸、販売会社・納入先の記入

■対象製品証明書

施工事業者名	施工会社※1と施工担当者氏名を記入して担当者押印
施工邸名	設置先の氏名、住所、施工完了日を記入

※1) 納品書の販売会社と同じ会社の場合は異なる部署名までと担当者名まで記入して区別すること（販売会社の部署は購買部又は営業部などの名称と責任者、施工事業者は工事部などの名称と担当者）

■納品書

販売会社	販売会社※2、責任者押印
納入先	施工邸名又は施工事業者名※2、納品日を記入

※2) 機器の販売と施工が同じ会社の場合は異なる部署名まで記入して区別すること（販売会社の部署は購買部又は営業部などまでの名称と責任者、納入先の施工事業者は工事部などまでの名称と担当者）

2. 高効率給湯機の該当する機種へ「〇」を記入。

誤記入があると省エネ住宅ポイント申請を受け付けないので注意すること

3. 製品型番

販売会社様は省エネ住宅ポイント事務局へ登録された「製品型番」を確認の上、納品書へ「製品型番」を正確に記入して納入先へ渡すようお願いします。（「製品型番」はすべてチェックされ、1文字でも誤記入があると申請を受け付けてもらえないで注意すること）

フリガナは必ず記入をお願いします（製品型番の文字確認のため）

4. 納品書の施工会社貼付欄

機器が納品され施工されたことの確認として次のどちらかを貼付してください。（ポイント申請書は公文書なので、誤って他の物件の写真や所有者票を使用することができないように十分注意すること）

- ・本体銘板の写真（型式、製造番号など読めるように）
- ・所有者票の表面（宛名が記載されている面）のコピー（販売事業者名など記入すること）

5. 対象製品証明書のブランド名

機器のブランド会社名を記入のこと（㈱などは省略する）

以上

高効率給湯機 納品書（省エネ住宅ポイント申請用）

販売会社記入欄	■納入先：		■販売会社：																	
	(施工邸名もしくは施工事業者名)		(部署・氏名) 印																	
	住 所：		住 所：																	
	納品日：		電 話：																	
	■該当するものに「○」印を記入してください																			
	<input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯機（エコウィル） <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）																			
	製品型番（省エネ住宅ポイント用に登録された製品型番）																			
	フリガナ																			
	製品型番																			
		注1) 左詰めで記入のこと 注2) 登録された製品型番を記入してください。なお17桁未満の場合は該当する桁数をそのまま記入してください。 注3) 本納品書のコピーを『省エネ住宅ポイント』申請時に対象製品証明書と一緒に提出してください。 ※納品書の『販売会社』『納品先』のどちらかは 対象製品証明書の『施工事業者名』『施工邸名』と異なる業者などとすること。同じ2者間での納品書、対象商品証明書では認められない。																		

施工会社貼付欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> ここに所有者票のハガキの表面（型式や製造事業者名等の記載面）のコピー 又は 本体銘版の写真を貼付 </div>	